

個人情報の取扱いに関する同意条項

申込者並びに家族会員申込者(以下契約成立により申込者並びに家族会員申込者が会員となった場合を総称して「会員」という)は、本同意条項及び今回お申込される規約等に同意の上、申込をします。

第1条 (個人情報の収集・保有・利用・預託)

- (1) 会員は、本契約(本申込を含む。以下同じ)を含むシティックスカード株式会社(以下「当社」という)との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社が保護措置を講じた上で、収集・利用することに同意します。
- ① 所定の申込書に会員が記載した会員の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況及びご契約後にお届けいただいた上記事項に関する変更事項
 - ② 本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約金額、支払回数
 - ③ 本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
 - ④ 本契約に関する申込及び支払途上における会員の支払能力を調査するため、会員が申告した会員の資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況
 - ⑤ 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)
- (2) 会員は、当社が本契約に関する与信業務の一部又は全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該委託先企業が利用することに同意します。
- (3) 会員は、当社が預託する下記のサービサー会社が、回収業務のために(1)により収集した個人情報を利用することに同意します。
- 名称：ニッテレ債権回収株式会社
住所：〒108-0023 東京都港区芝浦 3-16-20 芝浦前川ビル 6 階
電話番号：03-3769-4611
ホームページ：<http://www.nissaiken.co.jp/>
※ ニッテレ債権回収株式会社は、債権回収事業(サービサー)を営む会社で具体的な営業内容については、同社が開設しているホームページをご覧ください。

第2条 (個人情報の利用)

会員は、当社が下記の目的のために第1条(1)①②の個人情報を利用することに同意します。

- ① 当社のクレジット事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
- ② 当社のクレジット事業における市場調査、商品開発
- ③ 当社のクレジット事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内

※ なお、上記の具体的な事業内容については、当社所定の方法(CTX FUN、ホームページ等)によってお知らせしております。

第3条 (個人信用情報機関への登録・利用)

- (1) 当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者で、以下「加盟信用情報機関」という)及び当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携信用情報機関」という)に照会し、会員及び当該会員の配偶者の個人情報が登録されている場合には、割賦販売法及び貸金業法の法令等により、会員の支払能力・返済能力のために、当社がそれを利用することに同意します。
- (2) 会員に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加盟信用情報機関に下表に定める期間登録され、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により、会員の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

会社名	株式会社シー・アイ・シー(CIC)		
登録情報	①本契約に係る申込をした事実	②本契約に係る客観的な取引事実	③本契約に係る支払を延滞等した事実
登録期間	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約期間中及び契約終了日から5年間

- (3) 当社は本契約に関して取得した本人確認資料等(運転免許証、健康保険証等)に記載された本人確認情報を当社が加盟信用情報機関に提供します。加盟信用情報機関及び提携信用情報機関は、当該本人確認情報を、登録されている個人情報に係る本人の同一性確認の目的に利用します。
- (4) 加盟信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号は以下の通りです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

名称	所在地	電話番号	ホームページ (URL)
株式会社シー・アイ・シー (C I C) (割賦販売法・貸金業法に 基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階	0120-810-414	http://www.cic.co.jp/
主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。			

(5) 提携信用情報機関は下記の通りです。

名称	所在地	電話番号	ホームページ (URL)
全国銀行個人信用情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 銀行会館	03-3214-5020	http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html
主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。			
株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機 関)	〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1	0120-441-481	http://www.jicc.co.jp/
主にクレジット事業、リース事業、保証事業、貸金業等の与信事業を営む企業を加盟会員とする個人信用情報機関です。			

(6) 上記 (4) に記載されている、加盟情報機関に登録する情報は下記の通りです。

氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報。契約の種類、契約日、契約額又は極度額、貸付額、商品名およびその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報等。利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報等。

(7) 加盟情報機関及び提携信用情報機関の業務内容・加盟資格・加盟会員企業名等の詳細は、各機関のホームページをご覧ください。

第4条 (個人情報の提供・利用)

(1) 会員は、当社が下記の場合に第1条(1)①②の個人情報を保護措置を講じた上で提供し、当該提供先が利用することに同意します。

- 当社の加盟店又は取引店が、売買契約・役務提供契約等の履行による会員に対するサービスの履行のために個人情報を利用する場合
- 当社と個人情報の提供に関する契約を締結した当社の提携会社等が、下記の目的により個人情報を利用する場合
 - ① 提携会社等における商品、役務等の市場調査、商品開発
 - ② 提携会社等における宣伝物等営業案内
 - ③ 提携会社等における商品等に関する案内

※ なお、上記の当社の具体的な提携会社等については、当社所定の方法 (CTX FUN、ホームページ等) によってお知らせしております。

(2) 前項 (1) ①～③の提携会社等への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から5年間とします。なお、提携会社等における個人情報の利用期間については、各社にお問合せ下さい。

第5条 (個人情報の開示・訂正・削除)

(1) 会員は、当社及び第3条で記載する個人信用情報機関並びに第4条で記載する当社と個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社等に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

- ① 当社に開示を求める場合には、第8条記載の窓口にご連絡下さい。開示請求手続き (受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等) の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社所定の方法 (インターネットのホームページへの常時掲載等) によってもお知らせしております。
- ② 個人信用情報機関に開示を求める場合には、第3条記載の個人信用情報機関に連絡して下さい。
- ③ 当社の提携会社等に対して開示を求める場合には、第4条記載の当社の提携会社等に連絡して下さい。

(2) 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第6条 (本同意条項に不同意の場合)

(1) 当社は、会員が本契約の必要な記載事項 (申込書に会員が記載すべき事項) の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、第2条及び第4条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

(2) 会員が、第2条及び第4条に同意しない場合、当社は第2条及び第4条記載のすべての利用・提供を行わないものとします。ただし、カードまたはご利用明細書送付の際の同封物についてはこの限りではありません。

(3) 前項に該当する場合、第2条及び第4条に記載した利用目的に関連して会員に提供されるサービスの全部又は一部を受けられないことについて、会員は予め了承します。

第7条 (利用・提供中止の申出)

第2条及び第4条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用・提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。なお、カードまたはご利用明細書送付の際の同封物についてはこの限りではありません。

第8条 (個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口)

個人情報の開示・訂正・削除についての会員の個人情報に関するお問合せや利用・提供中止、その他ご意見の申出に関しましては、下記の当社「お問合せ窓口」までお願いします。

〒810-0002 福岡市中央区西中洲 8-3 TEL 092-761-5165

第9条 (本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条及び第3条(2)①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第10条 (条項の変更)

本同意条項は法令の定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

本人確認に関する同意条項

第1条 (犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認の同意)

会員は、申込の際、当社から「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」という)に基づき本人確認を求められることに関して、以下の内容に同意します。

- (1) 会員は運転免許証等の公的証明書(以下「証明書」という)または、その写しの提示・提出を求められたときは、これに協力すること。
- (2) 当該証明書の内容を当社が確認し記録し、保管すること。
- (3) 当社と本人確認に関する契約を締結した当社の提携会社等に対して前項(2)の情報を本人確認のために提供する場合があること。
- (4) 当社は犯罪収益移転防止法に基づき、当社の提携する金融機関、提携会社等に対して本人確認業務を委託する場合があること。
- (5) 証明書の写しを提出された場合には、犯罪収益移転防止法で当該書類の保管が義務づけられているため会員に返却できないこと。
- (6) 本人確認業務にご協力いただけないときは入会をお断りする場合があります。

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私(本会員の名義人(会員名義人が法人の場合、当該法人の場合には、当該法人の役員等を含む、以下同じ))は次の(1)に規定する暴力団員等もしくは(1)の各号のいずれかに該当し、(2)の各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて私は上記行為が判明しあるいは虚偽の申告が判明し、会員資格を取り消された場合には、当然に貴社に対する一切の債務の期限を失い、直ちに債務を弁済します。これにより損害が生じた場合でも貴社に何ら請求は行わず、一切私の責任といたします。

- (1) 私は、私が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)またはテロリスト等(疑いがある場合を含む)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 自己もしくは第三者の不正の利用を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等またはテロリスト等を利用していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等またはテロリスト等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (2) 私は、私が自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為

- ③ 貴社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

カード会員規約

第1章 一般条項

第1条 (本会員及び家族会員)

- (1) 本会員とは、本規約を承認の上、シティックスカード株式会社（以下「当社」という）に、第2条（1）に定めるカードのうち1種類を選択して当社所定の申込書により入会の申込をされ、当社が入会を認めた方をいいます。
- (2) 家族会員とは、本会員が指定した家族で、当社が認めた方をいいます。
- (3) 本会員と家族会員（以下両者を「会員」といいます）は、本規約に基づき一切の債務につき連帯して責任を負うものとしします。

第2条 (カードの貸与と取扱い)

- (1) 本規約に定めるクレジットカードは、当社及び（株）ジェーシービー（以下「JCB」という）機能を有する「シティックス・JCBカード」、当社及び三菱UFJニコス（株）（以下「DC」という）機能を有する「シティックス・DCカード」、並びにVISA International Service Association（以下「VISAインター」という）機能を有する「シティックス・DC VISAカード」、MasterCard International Incorporated（以下「マスターカード社」という）機能を有する「シティックス・DC Masterカード」（以下これらを総称して「カード」という）とし、本規約中のJCB機能に関する規定は「シティックス・JCBカード」にDC及びVISAインター機能に関する規定は「シティックス・DC VISAカード」に、DC及びマスターカード社機能に関する規定は「シティックス・DC Masterカード」に適用されるものとしします。
- (2) カードはカード表面に印字された本人以外は使用できません。また会員は善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとしします。
- (3) 会員はカードを貸与されたとき、直ちに当該カードのご署名欄に自己の署名をするものとしします。
- (4) カードの所有権は当社に属します。会員が他人にカードを貸与、譲渡、質入、その他の担保に提供する等、カード占有を第三者に移転させることは一切できません。
- (5) 会員が本条第2項から第4項のいずれかに違反し、カードまたはカードの表示事項が他人に使用されたときは、その利用代金の支払いはすべて会員が負担するものとしします。

第3条 (カードの有効期限)

- (1) カードの有効期限は当社が指定するものとしカード表面に印字した月の末日までとしします。
- (2) 有効期限の1ヶ月前までに退会のお申し出がなく当社が引き続き会員として認める場合には、新しいカードと会員規約を送付します。この場合会員は有効期限経過後のカードをただちに切断し、破棄するものとしします。
- (3) 当社が定めた期間にカード利用又はカード利用分のお支払い実績がなく、長期間ご利用が認められない場合は会員に通知することなく退会の手続きをとり、新しいカードの発行はいたしません。
- (4) カードの有効期限内におけるカード利用によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用します。

第4条 (暗証番号)

- (1) 当社は、会員より申出のあったカードの暗証番号を所定の方法により登録するものとしします。暗証番号が登録されるまでの間にご利用いただけるカードの機能が制限されることがあります。また、会員は暗証番号が本人確認用の番号であることを認識し「0000」「9999」等及び生年月日・電話番号等から推測される番号以外の数字を選択し登録するものとしします。
- (2) 会員は、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとしします。登録された暗証番号が他人により使用された場合は、その損害は会員の負担となります。

第5条 (カードの利用可能枠)

- (1) カードの利用可能枠は本会員、家族会員合算して当社が審査し決定した金額までとしします。
- (2) 当社は、第1項に定めるカードの利用可能枠とは別に、割賦販売法に定める「包括支払可能見込額」を超えない範囲で、同法に定める「包括信用購入あっせん」に該当するカード取引（以下「割賦取引」といいます。）の利用可能枠（以下「割賦取引利用可能枠」といいます。）を定める場合があります。会員は、カードによる2回払い、ボーナス払い、分割払い（含むボーナス併用分割払い）、リボルビング払い、およびその他の割賦取引において、本会員および家族会員によるショッピング利用代金の未払債務の合計額が、割賦取引利用可能枠を超えてはならないものとしします。

- (3) 会員は当社が認めた場合を除き、利用可能枠を超えてカードを使用してはならないものとします。また当社の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを使用した場合は、利用可能枠を超えた金額を一括して直ちにお支払いいただきます。
- (4) 当社は会員のカード利用が適当でないと判断した場合には、利用可能枠の範囲内であってもカードの利用をお断りする場合があります。また、貴金属・金券類（ギフト券・回数券・航空券等）及びその他一部の商品については、カードの使用を制限する場合があります。
- (5) 会員が当社から複数枚のカードの貸与を受けた場合には、これらのカードの利用残高の合計は当社が別に定める利用可能枠を超えることはできないものとします。ただし、当社が認めた特定カードの場合はその限りではありません。
- (6) 本条の利用可能枠は当社が適当と認めた場合にはこれを増額できるものとします。また会員が利用可能枠の増額を希望する場合は、当社所定の方法により申込みいただき、当社が適当と認めた場合に増額するものとします。
- (7) 当社に対する支払金等債務の履行が約定通り行なわれている場合であっても、会員が第 13 条、及び第 14 条の各項のいずれかに該当すると当社が判断した場合には、会員の利用可能枠を減額または停止できるものとします。
- (8) 会員の信用状況に関する当社の審査により相当と認めたときは、当社は何らの通知もなく会員の利用可能枠を減額（利用可能枠 0 も含む）できるものとします。

第 6 条（カードの機能）

会員は、カードを利用して当社と契約している加盟店及び提携先加盟店並びに券面に表示されている JCB・DC・VISA・MasterCard のいずれかの加盟店（以下これらを総称して「加盟店」という）において商品・権利の購入、サービスの提供の受領（以下これらを総称して「カードショッピング」という）を行うことができます。また会員はカードを利用して当社から金銭の借入（以下「カードキャッシング」という）を受けることができます。

第 7 条（お支払い）

カードショッピングの利用代金、手数料、並びにカードキャッシングの融資金及びその利息、その他本規約に基づく会員の当社の指定する一切の支払金債務は、会員が支払いのために指定した会員名義の金融機関の預金口座等より口座振替の方法により支払うものとします。また当社が必要と認めた場合、当社が送付する用紙により当社の指定する預金口座への振込・コンビニエンスストアでの支払い等の方法により支払うものとする（所定の振込手数料・収納手数料が発生する場合があります）。

第 8 条（外貨建利用代金の円への換算）

会員の海外におけるカード利用代金は、所定の売上票または伝票記載の外貨額を当該提携カード会社所定の方法で円貨へ換算のうえ、国内におけるカードの利用代金と同様の方法で支払うものとします。

第 9 条（支払金等の充当順序）

会員より支払われた金額が、本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の支払い債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。

第 10 条（支払額の通知及び残高承認）

- (1) 当社は、会員に対しカード利用によるカードショッピング又はカードキャッシングの支払金を請求するときは、あらかじめ利用代金明細書および利用残高が記載された書面を会員の届出住所宛に送付する等の方法により、支払額を通知するものとします。
- (2) 会員が第 1 項の通知を受けた後、20 日以内に異議の申立がない場合は、利用明細の内容、利用残高その他当該通知を受けた内容を承認したものとみなします。

第 11 条（費用・公租公課等の負担）

- (1) 振込手数料、収納手数料（コンビニエンスストアでの支払いの場合）その他の当社に対するカード利用代金等の支払いに関する費用、及び当社からの返金に要する費用は、会員において負担するものとします。
- (2) 当社が会員に対して第 15 条（2）①に基づく書面による催告をしたときは、当該催告に要した費用を負担するものとします。
- (3) 会員は当社から各種証明書の交付を受けるときは、当社所定の手数料を支払うものとします。
- (4) 会員が当社に対して支払う費用・手数料等に対して公租公課が課される場合、又は公租公課（消費税を含む）が変更される場合は、会員は当該公租公課相当額又は当該増額分を負担するものとします。
- (5) 会員は、現金自動貸付機等（CD・ATM）よりキャッシングをした場合、貸金業法施行令等の法令で利息とみなされない範囲内で当社所定の金融機関手数料を支払うものとします。

第12条（カードの紛失・盗難等）

- (1) 会員は、カード盗難保険（以下「保険」という）にご加入いただきます。
- (2) 会員がカードを紛失し、または盗難にあったときは、すみやかに当社に連絡の上、最寄りの警察署又は交番にその旨を届けるとともに、当社所定の届出書を当社宛提出していただきます。
- (3) カードの紛失・盗難その他の事由により、カードが他人に利用された場合の損害は、会員の負担となります。ただし、保険の適用が認められる場合はカード保険約款の定めるところにより、その損害額の全部もしくは一部が保険により補填され、この場合、保険により補填されない部分についても、会員に故意又は重大な過失がない限り当社が負担いたします。
- (4) 前項の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、前項の全部を会員に負担していただきます。
 - ① 会員の故意又は重大な過失によって生じた場合
 - ② 会員の家族、同居人、留守人等、会員の関係者によって使用された場合
 - ③ 当社の会員規約に違反している状況において、紛失や盗難が生じた場合
 - ④ カードの書名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合
 - ⑤ カード利用の際に、登録された暗証番号が使用された場合（第4条（2）により会員が責任を負う場合）
 - ⑥ 戦争、地震等、著しい社会秩序の混乱の際に紛失や盗難が生じた場合
 - ⑦ （2）の通知を当社が受理した日の61日以前に生じた損害の場合
 - ⑧ 会員が当社又は損害保険会社の請求する書類を提出しなかったり、当社又は損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せずまたは損害防止・軽減のための努力をしなかった場合
 - ⑨ その他、会員が当社又は損害保険会社の指示に従わなかった場合
- (5) カードの紛失・盗難・毀損・滅失等で当社が認めた場合に限り再発行いたします。なお、この場合当社所定の再発行手数料（家族カードの再発行手数料を含みます）を会員に負担していただくことがあります。
- (6) 当社は、当社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号を変更のうえカードを再発行することができるものとし、会員はあらかじめこれを承認します。

第13条（カードの利用停止）

- (1) 会員が次のいずれかに該当したときは、当社は会員に通知することなくカードの利用を停止することがあります。
 - ① 会員がカード利用可能枠を超えた利用をした場合、またはしようとした場合
 - ② 利用可能枠以内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合
 - ③ 支払い等を怠るなど本規約に違反した場合もしくは違反するおそれがある場合
 - ④ カード利用状況について不適当または不審と当社が認めた場合
 - ⑤ 貸金業法または日本貸金業協会自主規制規則に基づく収入証明等の徴求依頼を拒否した場合
 - ⑥ 会員のカードキャッシング利用可能枠、当社との他の契約に基づく借入残高、および他の貸金業者からの借入残高の合計が、給与およびこれに類する定期的な収入の年間合計額の三分の一を超えた場合
- (2) カードの利用停止は、加盟店を通じて行われる等、当社任意の方法によるものとします。

第14条（退会・会員資格の喪失）

- (1) 会員は当社所定の方法により退会することができるものとします。この場合、直ちに本会員・家族会員の全員のカードその他当社からの貸与物を返還し、カード利用代金等の当社に対する未払債務を完済したときをもって退会手続きが完了するものとします。なお、退会の際に当社が求めた場合は、支払期限のいかんにかかわらず、未払債務全額を直ちに一括して支払うものとします。
- (2) 本会員が退会する場合は、家族会員も当然に退会するものとします。
- (3) 第1項にかかわらず当社がカードを返還しない対応を認めた場合、会員はカードを切断し利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。
- (4) 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知することなくカードの使用を停止し又は会員の資格を取消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。
 - ① 入会時に虚偽の申告をした場合
 - ② 本規約のいずれかに違反した場合
 - ③ カード利用による支払金等、当社に対する一切の債務の履行を怠った場合
 - ④ 会員の信用状態が著しく悪化したと当社が判断した場合
 - ⑤ いわゆるショッピング枠の現金化など換金を目的とした商品もしくは権利の購入または役務提供の受領その他の方法による資金の調達のためにするカードショッピング機能の利用（以下「カード利用可能枠の現金化等」という。）など、正常なカードの利用でないと当社が判断した場合
 - ⑥ 前号に定める場合のほか、利用金額、利用間隔、過去の利用内容等から、カードの利用状況が不適切または第三者の不正使用の可能性があると当社が判断した場合
 - ⑦ 会員が第39条（反社会的勢力の排除）（1）各号いずれかに該当し、若しくは同条（2）各号のいずれかに

該当する行為をし、又は同意条項の反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

- ⑧ その他当社が会員として不適格と判断した場合
- (5) 本会員について会員資格の喪失あるいはカードの使用停止となった場合は、家族会員についても当然に同一の効果が生じるものとします。
- (6) (4)に該当し、当社が直接又は加盟店を通じてカードの返却を求めたときは、会員は直ちに当社の指定する方法によりカードの返却をしていただきます。又当社が当該カードの回収に要した一切の費用は会員に負担していただきます。
- (7) 会員は、退会・会員資格の取消等により会員資格を失った後においても、当社が請求したときは、カード盗難保険の申請手続その他当社の指示する事項について、これに応じる義務を負うものとします。

第15条 (期限の利益の喪失)

- (1) 次のいずれかに該当したときは、会員は、カードキャッシングおよび下記②③④のカードショッピングの未払債務全額について、当然に期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちに支払うものとします。
 - ① カードキャッシングの約定支払額の支払を1回でも遅滞したとき(但し、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします)
 - ② 1回払のカードショッピングの約定支払額の支払を1回でも遅滞したとき
 - ③ リボルビング払いまたは2回払以上払い(ボーナス払いを含みます)で、かつ、割賦販売法に定める指定商品、指定権利、指定サービス(指定役務)以外のカードショッピングの約定支払額の支払を1回でも遅滞したとき
 - ④ 売買契約、サービス(役務)提供契約が会員にとって商行為(但し、割賦販売法に定める業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約(以下「業務提供誘引販売個人契約等」という)に該当する場合を除きます)となるカードショッピングの約定支払額の支払を1回でも遅滞したとき
- (2) 次のいずれかに該当したときは、会員は、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
 - ① 会員がカードショッピングの約定支払額の支払を遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めて書面で催告を受けたにもかかわらずその期限までにお支払がなかったとき
 - ② 会員が自ら振出した手形、小切手が不渡になったとき、または一般の支払を停止したとき
 - ③ 会員が差押、仮差押、保全処分(ただし、信用に関しないものを除きます)の申立または滞納処分を受けたとき
 - ④ 会員に破産、民事再生等の申立があったとき
 - ⑤ 会員がカードを他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等し、または商品を質入れ、譲渡、賃貸等し、当社カードの所有権または商品の所有権を侵害する行為をしたとき
 - ⑥ 会員について債務整理のための和解、調停等の申立があったとき、または債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が当社に到達したとき
 - ⑦ 会員が当社に通知しないで住所を変更し、当社にとって所在が不明となったとき
 - ⑧ 当社からの書面による通知が申込書上の住所(住所変更届がなされた場合は当該変更後の住所)宛に発送されたにもかかわらず、転居先不明、宛所に見当たらず、受取拒否の理由で通知が到達しなかったときで、当該通知発送の日より25日間経過したとき(ただし、通知が到達しなかったことにつき正当な理由があり、通知の名宛人がこれを証明したときを除く)
 - ⑨ 会員が第39条(反社会的勢力の排除)(1)各号いずれかに該当し、若しくは同条(2)各号のいずれかに該当する行為をし、又は同意条項の反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
- (3) 次のいずれかに該当したときは、会員は、当社の請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
 - ① 会員の入会申込に際して、虚偽の申告があったとき
 - ② 会員の経営する法人につき破産、特別清算、会社更生、民事再生の申立または解散その他営業の廃止があったとき
 - ③ 本規約以外の当社に対する金銭の支払債務を怠る等、会員の信用状態が著しく悪化したとき
 - ④ その他会員が本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき

第16条 (届出事項の変更)

- (1) 会員は、当社に届出た住所・氏名・電話番号・勤務先・支払口座等について変更があった場合は、当社所定の方法により、遅滞なく当社に通知しなければならない。
- (2) 会員が前項の通知を怠った場合、当社が届出を受けている住所・氏名宛に発送したカードその他の郵便物は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。ただし、前項の通知を行わないことについてやむを得ない事情がある場合にはこの限りではないものとします。

- (3) 会員が、当社の発送した郵便物の受領を拒絶したときは、当該受領拒絶のときに到達したものとみなします。郵便物が不在留置期間満了のため当社に還付されたときは、留置期間満了時をもって受領を拒絶したものとみなします。

第17条（外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用）

海外でカードを利用する場合、その他当社が指定する場合、会員は現在又は将来適用される諸法令諸規約等により、許可証・証明書その他の書類の提出及び海外等におけるカード利用の制限あるいは停止に応じていただくことがあります。

第18条（債権譲渡）

会員は、当社が本規約に基づく会員に対する債権を必要に応じ取引金融機関又は債権回収会社に債権回収委託及び譲渡すること、並びに当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲受けること、およびこれらに伴い、債権管理に必要な情報を取得・提供することにつき、あらかじめ承諾するものとします。

第19条（規約の変更）

本規約の変更については、当社が会員に変更内容を通知した後または新会員規約を送付した後に、会員がカードを利用した事実をもって、当該変更事項あるいは新会員規約の内容を承認したものとみなします。

第20条（準拠法）

会員と当社との諸契約の関する準拠法はすべて日本法が適用されます。

第21条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の所在地、購入地及び当社の本社、各支店等を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とします。

第2章 カードショッピング条項

第22条（カードショッピングの利用方法）

- (1) 会員は、本規約承認のうえ、次の①から⑤に記載した加盟店（以下「加盟店」）にカードを提示し、所定の売上票にカードと同一の自己の署名をすることにより、物品の購入並びにサービスの提供を受けることができます。なお、売上票への署名にかえて、加盟店に設置されている端末機でカード及び登録されている暗証番号を操作することにより利用ができる場合があります。
- ① 当社及び当社と提携したクレジットカード会社（以下「提携カード会社」という）が契約した加盟店
 - ② JCB及びJCBと提携した金融機関又はクレジットカード会社が契約した加盟店（以下「JCB加盟店」という）
 - ③ DC及びDCと提携した金融機関又はクレジットカード会社が契約した加盟店（以下「DC加盟店」という）
 - ④ VISA インター加盟の金融機関又はクレジットカード会社と契約した日本国内外の加盟店（以下「VISA加盟店」という）
 - ⑤ マスターカード社加盟の金融機関又はクレジットカード会社と契約した日本国内外の加盟店（以下「マスターカード加盟店」という）
- (2) 会員は、郵送による通信販売、電気通信機器端末、その他の通信手段によって、カードの呈示、売上票の署名にかえて会員番号、暗証番号、特定の暗証等の告知ないしこれら事項の機器端末機への入力、その他当社所定の方法により当該加盟店でカードショッピングができるものとします。
- (3) 通信サービス料金等の当社所定の継続的役務においては、会員は会員番号等を事前に加盟店に登録する等の方法により役務の提供を継続的に加盟店から受けることができます。この場合、退会その他の事由による会員資格の喪失、会員番号等の変更、その他当該登録内容に変更等があったときは、会員は加盟店に通知するものとし、当該通知を怠ったことによる不利益は会員が負担するものとします。ただし、加盟店の要請により当該変更事項を当社が会員に代わって加盟店に通知することを、会員はあらかじめ承諾するものとします。
- (4) カードショッピングの利用のためにカードが加盟店に提示され、又はカード情報が通知された際、カードの第三者による不正使用を防止する目的のために、当社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当社において会員の会員番号・氏名・自宅住所・電話番号その他当該カードショッピングの利用の申込者が加盟店に届出した情報と会員が当社に届出ている個人情報を照会し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する必要があることを、会員はあらかじめ承諾するものとします。
- (5) 当社は、第三者による不正使用を回避するため当社が必要と認めた場合、加盟店に対し会員のカードショッピング利用時に本人確認の調査を依頼することがあり、会員は調査に協力することをあらかじめ承諾するものとします。
- (6) 会員は、以下の事項についてあらかじめ承諾するものとします。
- ① 当社又は加盟店において特に定める貴金属・金券類等の一部の商品・サービスについては、カードの利用が制限される場合があること

- ② 購入商品や提供を受けるサービスの種類あるいは利用金額によっては、カード利用に際して当社の承認が必要となり、加盟店が当社に対して照会し、当社が不適当と判断することによりカードの利用を断る場合があること
- (7) 会員はカードショッピングの利用代金を当社が会員に代わって利用先加盟店に立替払いすることを当社に委託するものとします。
- (8) 会員は、カード利用可能枠の現金化等をしてはならないものとします。

第23条（所有権留保に伴う特約）

会員は、カードを利用して購入した商品の所有権が、当社が加盟店もしくは当社の提携カード会社、金融機関等に譲渡又は立替払いしたことにより加盟店から当社に移転し、当該商品に係る債務の完済に至るまで当社に留保されることを認めるとともに次の事項を遵守するものとします。

- ① 善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしないこととします。
- ② 商品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、速やかにその旨を当社に連絡するとともに当社が商品を所有していることを主張、証明してその排除に努めるものとします

第24条（カードショッピングの支払金の支払方法）

- (1) カードショッピングの支払金の支払方法については、当社及び提携カード会社では1回払い・2回払い・リボルビング払い・ボーナス一括払い（特約店のみ）のうちから、国内のJCB加盟店及びDC加盟店では、1回払い・2回払い（特約店のみ）・リボルビング払い・ボーナス一括払い（特約店のみ）のうちから、会員がカード利用の際に指定した方法によるものとします。ただし1回払い以外の支払い方法については、一部の加盟店で指定できない場合があります。なお、会員が支払い方法の指定しなかった場合は1回払いの取扱い、3回払い以上を指定された場合はリボルビング払いの取扱いとなります。国外のJCB加盟店及びVISA加盟店並びにマスターカード加盟店では1回払い又はリボルビング払いとし、あらかじめカード申込時に指定するものとします。ただし、指定がない場合はリボルビング払いとなります。
- (2) カードショッピングの利用代金は毎月末日に締切り（ただし、一部の加盟店では締切日が異なる場合があります）、翌月より毎月26日または27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に当社に支払うものとします。なお、事務上の都合により翌々月以降の26日または27日からの支払いとなることがあります。
- (3) 支払方法・支払回数・支払期間・実質年率（1年を366日とする日割り計算。以下同じ）

- ① 1回払い・2回払い・ボーナス一括払い

支 払 回 数	1	2	ボーナス1括
支 払 期 間	1	2	—
実 質 年 率	—	—	—
利用代金100円当りの手数料の額	0	0	0

ボーナス一括払いの取扱期間

取扱期間	3月1日～6月30日	6月・7月・8月のいずれか
	9月1日～11月30日	12月

ただし、JCB・DC・VISA インター・マスターカード社の国内・国外加盟店での利用については、夏期8月、冬期1月のお支払となります。なお、取扱期間は当社所定の期間に限らせていただき、ボーナス支払月に一括して支払うものとします。

- ② リボルビング払い

会員が下記の当社所定の方式のうちから選択した支払コースに応じてカード利用があったときの締切日残高により、定められた下記表の弁済金を支払うものとします。ただし、会員の申出により当社が認めた場合に限り、会員が指定した支払コースの変更及び弁済金の増額を行うことができます。

- i 当該弁済金には、毎月末日の利用代金残高に対し、月利1.25%（実質年率15.00%）を乗じた額が含まれます。また、初回分の手数料は、利用の翌日から返済日までの日数にかかわらず1ヵ月分とします。
- ii ご利用残高が弁済金に満たない場合は、その残高をお支払いいただきます。なお、翌月以降のご利用残高が千円未満の場合は、当月の弁済金に合算してお支払いいただきます。
- iii 一部の加盟店では、リボルビング払いによるカード利用ができない場合、またはリボルビング払いの手数料の利率が異なる場合があります。

●残高スライド定額払い

※弁済金＝支払金額

ご利用のあった時の 締 切 日 残 高	月々の弁済金		
	Aコース	Bコース	Cコース
100,000円以下	3,000円	5,000円	10,000円
100,001円～200,000円	6,000円	10,000円	20,000円
200,001円～300,000円	9,000円	15,000円	30,000円
300,001円～400,000円	12,000円	20,000円	40,000円

400,001円～ 200,000円増すごとに	6,000円 単位で加算	10,000円 単位で加算	20,000円 単位で加算
----------------------------	-----------------	------------------	------------------

(例) ご利用残高 150,000円の場合 (Bコース)

手数料	150,000円 × 1.25 (実質年率 15.00%)	= 1,875円
元本	10,000円 - 1,875円	= 8,125円
弁済金	8,125円 + 1,875円	= 10,000円

●弁済金指定払い

5千円単位でご指定いただきます。ただし、ご利用代金残高の2%が弁済金を超えた場合、弁済金は5千円単位で増加いたします。

また、残高が300万円を超えた場合、弁済金は10万円以上になります。

(例) ご利用残高 150,000円で弁済金を2万円と指定した場合

手数料	150,000円 × 1.25 (実質年率 15.00%)	= 1,875円
元本	20,000円 - 1,875円	= 18,125円
弁済金	18,125円 + 1,875円	= 20,000円

- (4) 利用残高が利用限度枠を超過した場合は、超過分を一括してお支払いいただきます。ただし、当社が特に認めた場合は当社が定める支払額にてお支払いいただきます。
- (5) 会員は、手数料の料率（以下「料率」という）が金融情勢等により変動することに異議ないものとします。また、第19条の規定にかかわらず、当社から料率変更の旨の通知をした後は、通知日以降のご利用分から変更後の料率が適用され、通知日以前のご利用分の残高に対しては、変更前の料率が継続して適用されることに異議ないものとします。

第25条（遅延損害金）

- (1) 会員がカードショッピングの約定支払額を遅延したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該約定支払額に対し、以下の年率（1年を366日とする日割計算、以下同じ）を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
- ① リボルビング払いを除き支払回数が2回以上及びボーナス一括払いの場合は、当該約定支払額に対し年率14.6%を乗じた額と分割支払金の残金全額に対して商事法定利率6.0%を乗じた額のいずれか低い額
 - ② 1回払い及びリボルビング払いの場合は、約定支払額に対し年率14.6%を乗じた額
- (2) 会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の日から完済の日に至るまでカードショッピングの支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
- ① (1) ①の取引については、残金全額に対して商事法定利率6.0%を乗じた額
 - ② (1) ②の取引については、残金全額に対して年率14.6%を乗じた額

第26条（早期完済の場合の特約）

会員が当初の契約の通りにカードショッピングの支払金の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときは、会員は78分法又はそれに準ずる当社所定の方法により算出された期限未到来の手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できるものとする。ただし、リボルビング払いの場合はこの限りではないものとする。

第27条（商品の引取り及び評価・充当）

- (1) 会員が第15条により期限の利益を喪失したときは、当社は留保した所有権に基づき商品を引取ることができるものとします。
- (2) 会員は、当社が前項により商品を引取ったときは、会員と当社が協議の上決定した相当な価格をもって本規約に基づく債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。なお、過不足が生じたときは会員及び当社の間で直ちに精算するものとします。
- (3) 会員は、商品・権利を受領したときまたはサービスの提供を受けたときはすみやかにその内容を点検していただきます。

第28条（見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等）

会員は、見本・カタログ等により申込みをした場合において、引渡された商品、権利、又は提供された役務等が見本・カタログ等と相違している場合は、すみやかに加盟店に商品、権利、役務等の交換を申出るか又は売買契約の解除又は役務提供契約の解除ができるものとします。なお、売買契約を解除した場合はすみやかに当社に対し、その旨を通知するものとします。

第29条（支払い停止の抗弁）

- (1) 会員は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品・権利又は提供を受けた役務（割賦販売法に定める指定商品・指定権利及び指定役務に限るものとし、以下「商品等」と

いう)について支払いを停止することができるものとします。

- ① 商品等の引渡がなされないこと
 - ② 商品等に破損・汚損・故障等の瑕疵があること
 - ③ その他商品等の販売について、加盟店に対して生じている事由があること
- (2) 当社は、会員が前項の支払い停止を行う旨を当社に申出たときは、直ちに所要の手続をとるものとします。
- (3) 会員は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ上記事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
- (4) 会員は、第2項の申出をしたときは、速やかに上記の事由を記載した書面(資料がある場合には資料を添付すること)を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が上記事由について調査をする必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
- (5) 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
- ① 売買契約並びに役務提供契約が会員にとって商行為(ただし、業務提供誘引販売個人契約等に該当する場合を除く)であるとき
 - ② 割賦販売法の適用を受けない取引であるとき
 - ③ 会員が分割払を指定した場合で1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき
 - ④ 会員がリボルビング払を指定した場合で1回のカード利用に係る現金価格が3万8千円に満たないとき
 - ⑤ 海外の加盟店でカードを利用したとき
 - ⑥ その他会員による支払の停止が信義に反すると認められるとき
- (6) 会員は、当社がショッピングの支払金の残額から第1項による支払停止額に相当する金額を控除して請求したときは、控除後のショッピング利用代金の支払を継続するものとします。

第3章 カードキャッシング条項

第30条 (カードキャッシングの利用方法)

当社が認めた会員は、当社の定める利用可能枠の範囲内で、下記のいずれかの方法によりカードキャッシングを受けることができます。

- (1) 会員が当社の指定する現金自動貸付機等(以下「CD・ATM」という)にカードを挿入し、登録された暗証番号を入力するとともに、所定の操作をする方法
- (2) その他当社所定の方法

第31条 (カードキャッシングの支払金の支払方法等)

- (1) カードキャッシングの融資金は、毎月末日に締切り、翌月から毎月26日または27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)にカードキャッシングの支払金を当社にお支払いいただきます。
- (2) カードキャッシングによる融資金は、1万円単位とします。支払方法については、「残高スライド元利定額リボルビング払い(利息with in方式)」と「翌月1回払い」のうちから、会員がカード利用の際に指定した方法によるものとします。

(3) 翌月1回払い

会員は、翌月1回払いにより融資金を返済する場合、元本に対して実質年率18.0%(1年を366日とする日割計算、以下同じ)以内で別途当社が決定し通知する利率とし、ご利用日の翌日から支払日までの利息を融資金に加えて一括して支払うものとします。(円未満切捨て)

利息=融資金元金×所定利率÷366日×ご利用日の翌日から支払日までの経過日数

(4) リボルビング払い(残高スライド元利定額方式)

会員は、締切日のご利用残高に応じて、下記当社所定の方式のうちから選択した支払コースで支払額を支払うものとし、当該支払額には利用残高に対する、実質年率18.0%以内で別途当社が決定し通知する利率の利息が含まれるものとします。ただし、利用残高に利息を加えた額が未払額未満となる場合は、当該金額を支払うものとします。なお、ご利用後第1回の支払金には、ご利用日の翌日から初回支払日までの日数の利息が含まれるものとします。

利息=融資金元金×所定利率÷366日×前回お支払日の翌日から今回支払日までの経過日数

ご利用残高(円)	月々のお支払金額
200,000円以下	10,000円
200,001円~300,000円	15,000円
300,001円~400,000円	20,000円
400,001円~500,000円	

(5) 返済例

7月28日にキャッシング20万円をご利用いただいた場合で、毎月27日に口座振替でご返済いただき、且つ返済期間中に新たな借入れを行わなかった場合

利用内容	返済期間	返済回数	返済総額
------	------	------	------

1 回払い	30 日	1 回	202,950 円 (内利息 2,950 円)
リボ払い	24 ヶ月	24 回	239,399 円 (内利息 39,399 円)

- (6) ボーナス増額払いは年 2 回を限度とし、支払月、加算金額 (1 万円単位) は、あらかじめ会員が当社に届出るものとします。また、任意増額払いは、所定の締日までに当社に届出るものとします。
- (7) 会員は利率が金融情勢等により変動することに異議ないものとします。また、第 19 条の規定にかかわらず、当社から利率変更の旨の通知をした後は、通知日以降のご利用分から変更後の利率が適用され、通知日以前のご利用分の残高に対しては、変更前の利率が継続して適用されることに異議ないものとします。
- (8) 貸付の利率が利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わないものとします。

第 32 条 (カードキャッシングの支払金の繰上返済等)

- (1) カードキャッシングの支払金の繰上返済 (本規約に基づく債務の全部又は一部の返済を本規約に定める約定返済期日の前に繰上げて行うことをいう) は、会員が当社に対して事前に連絡の上、当社の承認を得て行うものとします。なお、当社の承認にあたり、当社が求めた場合には、会員は書面の提出等、当社所定の手続をとるものとします。
- (2) (2) 会員は (1) に定める事前の連絡の際に、繰上返済をする範囲、返済方法及び支払日を指定するものとし、当社は、当該指定に従い当該支払日時点において支払うべき金額をお知らせします。会員が指定することができる繰上返済の範囲及び返済方法は下表のとおりです。

支払方法	返済範囲	返済方法
1 回払い	全額のみ	口座振込
リボルビング払い	全額 一部	

※リボルビング払いの一部繰上返済の場合は、当社指定の期間のみ返済が可能です。

- (3) 当社に対する支払いが次のいずれかに該当する場合には、会員への通知なくして、当社が当該支払いを当社所定の期日における返済とみなし、当社所定の順序及び方法により、当社に対するいずれの債務 (本規約以外の契約に基づく債務を含みます) に充当し、又は口座振込、郵便為替による返金等しても、会員は異議ないものとします。
- ① 当社に対する事前の連絡又は当社の承認なく行われたとき
 - ② 当社に対する事前の連絡又は当社の承認があった場合であっても事前の連絡の際に指定した支払日と異なる日に行われたとき
 - ③ 当社に対する事前の連絡又は当社の承認があった場合であっても事前の連絡の際に指定した返済方法と異なる方法により行われたとき
 - ④ 当社に対する事前の連絡又は当社の承認があった場合であっても事前の連絡の際に会員の指定に従い当社がお知らせした金額と異なる金額の支払いが行われたとき
- (4) 繰上返済の方法として口座振替を指定した場合において、当社が必要と認めた場合又は事務上の都合により、当社が送付する用紙による当社の指定する預金口座への振込み及びコンビニエンスストアでの支払いの方法で当該用紙に記載された期日の前に繰上返済が行われたことにより超過支払金があるときには、当社が会員への通知なくして、当該超過支払金を当社所定の時期における返済とみなし、当社所定の順序及び方法により、当社に対するいずれの債務 (本規約以外の契約に基づく債務を含みます) に充当し、又は口座振込、郵便為替による返金等しても、会員は異議ないものとします。

第 33 条 (早期完済の場合の特約)

会員が約定返済日の途中でカードキャッシングの融資金残金金額を一括して支払うとき (早期完済の場合) には、融資金残金に当社所定方法により算出された利息を加算して支払うものとします。

第 34 条 (遅延損害金)

会員がカードキャッシングの支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払元本に対し、又期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、未払債務 (元本分) に対し、年 20.0% を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第 35 条 (カードキャッシングにおける書面の交付)

会員は、カードキャッシングを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項の書面の交付に代えて、一定期間における貸付及び返済その他の取引状況を記載した書面 (以下「マンスリーステートメント」という) を当社所定の方法により交付すること、及び貸付の際に記載事項を簡素化した書面を送付することについてあらかじめ同意することとします。ただし、会員はマンスリーステートメントによる書面の交付を拒否できるものとします。(拒否の場合は明細書をご利用の都度送付いたします)

第36条（貸付の契約等に係わる勧誘の承諾）

会員は、当社が会員に対して貸付の契約、並びに「個人情報の取扱いに関する条項」で承諾した内容に関し、勧誘を行うことを承諾します。

第37条（貸付に係わる宣伝物のご案内停止の申出）

当社は、会員からキャッシングサービスの宣伝物、印刷物等のご案内について停止の申出があった場合、会員の希望する期間（希望する期間が確認できない場合は、少なくとも6ヶ月間）、宣伝物、印刷物等のご案内を停止する措置をとります。ただし、請求書等の業務上必要な書類上に記載する営業案内及び同封物についてはこの限りではありません。

第38条（収入証明書の提出）

会員は、当社から源泉徴収票等の収入、または収益その他資力を明らかにする書面（以下「収入証明書」といいます）の提供を求められることに関して、以下の内容に同意します。

- （1） 会員は、収入証明書の提出を求められたときは、これに協力すること
- （2） 提出された収入証明書の内容を当社が確認することおよび返済能力の調査に使用すること
- （3） 提出された収入証明書は会員に返却できないこと
- （4） 収入証明書の提出にご協力いただけないとき、あるいは収入証明書の提出にご協力いただけても当該書面の内容および返済能力の調査結果によっては、キャッシングサービスの利用を停止する場合があること、またはキャッシングサービスの利用可能枠を減額する場合があること。

第4章 その他

第39条（反社会的勢力の排除）

- （1） 会員は、現在、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - ⑥ テロリスト等（疑いがある場合を含む）
 - ⑦ 前各号の共生者
 - ⑧ その他前各号に準ずる者。
- （2） 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為⑤その他前各号に準ずる行為。
- （3） 会員は、会員が前項（1）（2）に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は会員に対して、当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、会員は、当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。
- （4） 当社は、会員が本条（1）（2）の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づくクレジットカード利用を一時的に停止することができ、この場合には、当社が利用再開を認めるまでの間、クレジットカード利用を行うことができないものとします。

第40条（取引目的の申告）

本人会員は、入会に際してクレジットカード等の交付又は付与を内容とする契約の取引目的を申告します。

シティックスカード「Fun Fun ポイント」利用規程

第1条（本規程）

- （1） 本規程は、シティックスカード個人会員規約（以下「会員規約」といいます）を承認のうえ、シティックスカード株式会社（以下「当社」といいます）に入会を申込み、当社が入会を承認した本会員及び家族会員（以下両者を「会員」といいます）がシティックスカード（以下「本カード」といいます）により商品・権利の購入または、サービスの提供を受けるカードショッピングを利用した場合に、そのカードショッピングの利用代金（以下「カードショッピングの利用代金」といいます）に応じて、当社が本会員に対して「FunFun ポイント」の内容及びその特典（以下総称して「本サービス」といいます）を本会員または家族会員が受けるための条件等を定めたものです。

(2) 本規程で使用する用語の定義は、本規程で特に定義する場合を除き会員規約上の定義によるものとします。

第2条 (Fun Fun ポイントの内容)

- (1) Fun Fun ポイント（以下「ポイント」といいます）とは、会員によるカードショッピング利用代金に応じて当社所定の方法により当社が会員に付与するポイントをいいます。
- (2) 家族会員のカードショッピング利用代金については、本会員のカードショッピング利用代金と合算のうえ本会員にポイントを付与します。
- (3) 次の各号に掲げる代金については、ポイント付与の対象とするカードショッピング利用代金から除かれるものとします。
 - ① 法人カード会員のショッピング利用代金
 - ② カードショッピング利用代金以外に当社が徴求する会費・手数料等
 - ③ キャッシングサービス・各種ローンの利用代金及び手数料
 - ④ 当社加盟店との提携カードのうち、一部ポイント付与の対象とならないショッピング利用代金があります。
 - ⑤ ①～④のほか、当社は特定のカードショッピング利用代金または特定の加盟店でのカードショッピング利用代金をポイント付与の対象外として定めることができるものとします。

第3条 (ポイントの付与)

- (1) 当社はポイントの付与の対象となるショッピング利用代金の合計（当月1日～当月末日までの確定した利用代金）に対し、当社所定の計算により算出されたポイントを当該カードショッピング利用代金にかかる支払いが開始される最初の約定支払日に本会員に付与します。これを通常ポイントとといいます。
- (2) 当社が実施するキャンペーン等において通常ポイントとは別にポイントを付与することがあります。これをボーナスポイントとといいます。
- (3) 当社は本会員が約定支払日に約定支払金額の支払いを怠った場合、一旦付与したポイントを取り消すことができるものとします。
- (4) ポイント付与後に対象となるショッピング利用代金に、返品、キャンセル、利用金額に変更があった場合、これに応じて、ポイント数も増減・取消しされることがあります。
- (5) 利用加盟店からの売上データの到達が遅延するなどの理由により、当社から本会員へのカード利用代金の請求月にずれが生じ、ポイント付与月が遅れる場合があります。

第4条 (ポイント数の通知)

- (1) 本会員に付与されたポイント数の残高は、当社WEBサービスまたは、ご利用明細書（ご利用明細書が送付される場合に限ります。以下同じ）で通知します。
- (2) カードショッピング利用代金の締切日以降にポイントの増減があった場合は、次回のご利用明細書においてポイント数が反映されます。

第5条 (ポイントの有効期限)

- (1) ポイントの有効期限は付与日より5年間（60ヶ月）とします。
- (2) 有効期限が経過したポイントは理由のいかんを問わず失効し、商品等の交換、有効期限の復元は一切できないものとします。

第6条 (ポイントの交換)

- (1) 会員は当社から付与された有効なポイントを当社または当社が提携する事業者（以下「提携事業者」といいます）が提供する商品、サービスまたは提携事業者の運営するポイントサービスを利用する権利等（以下総称して「商品等」といいます）と交換（以下「ポイント交換」といいます）することができます。
- (2) 会員はポイント交換を希望する場合は、当社所定の方法により当社宛に申込むものとします。なお、ポイント交換の申込みを当社が受け付けた後のキャンセル、商品等の変更、返品、お届け先の変更はできません。また、家族会員からのポイント交換の申込みその他について、当社は本会員に対して通知、確認等する義務を負わないものとします。
- (3) 原則として、当社は前項のポイント交換の申込みを受付した時点で商品等の交換に必要なポイント数をポイント残高より減算するものとします。なお、ポイントの減算は、有効期限のうち付与月の古いポイントより減算するものとします。
- (4) 当社の都合により会員が指定した商品等の提供ができない場合、会員は当社の提供可能な他の商品等を指定するか、またはポイント交換を取り止めることができるものとします。なお、ポイント交換を取り止めた場合に当社が既にポイント数を減算している場合の当該減算したポイント数の本会員に対する返戻は、当社所定の時期、方法によるものとします。
- (5) 当社が会員に商品等を提供する場合のお届け先は、原則として本会員があらかじめ当社に届け出た日本国内の住所地に限るものとします。

第7条（ポイントの譲渡禁止）

本会員は、付与されたポイントにかかる権利を第三者に譲渡・質入・他人との共有・相続等できないものとします。

第8条（権利の喪失及びサービス停止）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、ポイントの付与、及びポイント交換する権利、その他のポイントにかかるサービスを受けるすべての権利を喪失します。

- ① 本カードの有効期限の到来、退会、会員資格の取消し等本カードの会員資格を喪失した場合。
- ② 当社に対する一切の債務のいずれかの履行を怠った場合。
- ③ 本規程または会員規約に違反した場合、または遵守していないと当社が認めた場合。

第9条（ポイントサービスの終了、中止、変更等）

- (1) 当社は、いつでも本サービスを終了、中止または内容を変更することができるものとし、本会員はあらかじめその旨を承認するものとし、本会員はあらかじめその旨を承認するものとします。この場合、当社は終了、中止または変更する旨を当社ホームページ上にて告知するか。またはその旨を本会員に通知するものとし、本サービスは当該告知または通知にて指定する期日をもって、終了、中止または変更されるものとします。
- (2) 当社は本サービスの終了、中止、変更等によって会員に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、一切の責任を負わないものとします。
- (3) 当社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生する恐れのあるときは、事前に公表または本会員に通知することなくサービスの全部または一部の提供を停止し、または内容を変更する措置をとることができるものとします。なお、本サービスの内容は日本国の法令等のもとに規制されることがあります。

【相談窓口】

- (1) 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご相談ください。
- (2) 本規約についてのお問い合わせ、ご相談及び支払停止の抗弁に関する書面（第29条（4））については、シティックスカード（株）におたずねください。

社 名 シティックスカード株式会社
所 在 地 福岡市中央区西中洲8番3号
電話番号 092（761）1666
登録番号 福岡財務支局長（9）第00083号 九州（包）第35号
日本貸金業協会会員 第000720号

【貸金・キャッシングに関する苦情・相談窓口】

名 称：日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
所 在 地：〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15
電話番号：0570-051-051